

## 平成 30 年 2 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 30 年 2 月 20 日 (火) 開会 15 時 00 分  
閉会 16 時 45 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
明石 光伸 教育委員  
高橋 護 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
議事録署名委員 高橋 護 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事  
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長  
月輪 利生 教育政策課長  
姫野 悟 学校教育課長  
梅田 智行 スポーツ健康課長  
末光 淳二 教育政策課参事  
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
亀川 義徳 社会教育課参事  
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐  
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 0 名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について  
第 2 平成 29 年度一般会計補正予算案 (第 5 号) について【議第 4 号】  
※非公開  
第 3 平成 30 年度一般会計当初予算案について【議第 5 号】※非公開  
第 4 別府市いじめ対策委員会等設置条例の制定について【議第 6 号】  
※非公開  
第 5 別府市指定文化財の指定について【議第 7 号】  
第 6 別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について  
【議第 8 号】

報告事項 (1) 寄付受納について【報告第 1 号】

その 他 (1) 別府市立山の手・浜脇統合中学校 (仮称) について (経過報告)  
※非公開  
(2) 平成 31 年成人式について  
(3) 別府市立学校職員の退職手当条例の改正について  
(4) 3 月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより平成 30 年 2 月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は高橋委員さんをお願いします。

本日の議事のうち、議事日程第 2、議第 4 号 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 5 号）について、議事日程第 3、議第 5 号 平成 30 年度一般会計当初予算案について、議事日程第 4 議第 6 号 別府市いじめ対策委員会等設置条例の制定について、その他（1） 別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）について（経過報告）につきましては、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。以上 4 件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにつきましては審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

---

## ◎ 別府市指定文化財の指定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 5、議第 7 号 別府市指定文化財の指定についてです。この件につきまして、ご説明をお願いいたします。

**教育次長兼社会教育課長** 14 ページをご覧ください。別府市指定史跡の指定について、別府市文化財保護条例第 34 条の規定により議決を求めるものでございます。これにつきましては、12 月の定例教育委員会の議第 45 号におきまして、文化財の保護審議会への諮問をすることの議決をいただきまして、同日付で審議会に諮問をいたしました。答申を 16 ページ、意見書を 17 ページに記載させていただいておりますが、この文化財は天神畑古墳の案件でございましたが、これにつきましては、文化財の指定に値するという事で答申をいただいております。この答申を受けまして、この委員会におきまして、正式に文化財としての指定をお願いしたいという議案でございます。なお、12 月の定例教育委員会で、福島委員さんから、法的な規制があるのかという質問をいただきまして、法的な規制はございませんが、その際には土地の所有者と協議をして同意をいただくというお話をさせていただきました。18 ページにその持ち主から同意書を得ております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**高橋委員** 文化財保護審議会の皆様から、いわゆる答申をいただいたんですが、その中で、適切な保存を図ることが大事ということで、教育委員会として保存をどのようにするか、計画とか企画とかいうことはお考えでしょうか。

**教育次長兼社会教育課長** まず市のほうで文化財に指定をして、それから国の機関から現地調査を行っていただいております。今後の予定につきましては、国の指定を受けまして、国の指定を受けられると、今度は土地を取得するための補助が国及び県から出ます。そうするとまた、我々としては予算をお願いして、補助に基づき新しく土地を取得し保護すると。そのために、そういうことであれば市のほうに売却してもいいですよという所有者のほうからの了解を受けたということです。全体的にそういう史跡に影響のある土地については、取得して保護していくと。そして古墳公園のような、将来的にそのように整備していければというふうに期待しているところでございます。

**教育参事** 補足です。基本的に、分割して土地を取得している状況でございます。当初からガイダンスという部分を考えていかなければいけないということは、社会教育課としては持っていたのですが、ガイダンス施設を作るということになりますと、そこは補助の対象にならないということになっておりますので、今の別府市の財政状況で、その辺の土地をということになれば多額のお金が必要になってきますので、とりあえず文化財があるところの土地については購入をしていこうと、それでひとつの公園的なものが構築されれば、そういったガイダンス施設も作らなければならないだろう、人を入れるような施設的なものも考えていかなければいけないだろうというような形で、順次、年次計画で土地の取得を行っていきながら保護をしていくという形になろうかと思っています。

**高橋委員** 古墳公園を作るにしても、実相寺の太郎塚・次郎塚の遺跡から、少し変形した公園になるんですね。そうすると、どうしても周辺の方の認可にも関わりが出てくるわけで、そういった近隣の民家の方々に十分ご説明、ご納得いただきながら作業を進めないといけないというのは、大変ご苦労が多いかなという思いもするんですけど、国の指定をまず受けるということでございますから、そういうことで、並行して、難作業でしょうけどお願いしたいなと思います。

**教育参事** 公園的なものにするために、民家があるということは重々承知の上で、その部分をどうするかというのも、今後の検討課題のひとつではなかろうかなと思います。そうなったときに、やはり多額の費用が発生するというのも認識をしておりますので、そういった部分についても、市財政当局に、今後一帯を公園ということになれば費用がかかるよということとは、おいおい説明をして了解を得ていかなければいけないのかなと思

います。それに伴って、やはりそこに住まれている方たちについては、土地をどうするのか、代替地を提供するのか、といったところまで考えていけないといけないと思います。ただ、今すぐにどうこうという状況ではございませんので、買える部分からどんどん買っていかうかなという状況でございます。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第7号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第7号は原案のとおり決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 次に報告事項（1）寄付受納につきまして報告をお願いします。

**教育政策課長** それでは20ページをご覧ください。教育政策課分のご説明をいたします。番号1、加湿器15台、これは別府市立緑丘小学校PTA会長のほうからいただいております。以上でございます。

**学校教育課長** 一覧の2番3番になります。絵本を2種類寄附していただいております。「わたしのやさしいいちにち」ということで、幼稚園児向けにコブおいたの理事長からいただいております。14冊です。同じく「言葉の絵本『あのね』」22冊、小中学校用に亀田氏よりいただいております。学校に1冊という形になります。以上でございます。

**教育次長兼社会教育課長** 社会教育課関係は4番から14番まであります。まず4番から9番までにつきましては、昨年11月28日から別府上海友好交流61画展というのを美術館で行いました。その際に、呉昌碩関係の作家から、それぞれ中国画行書、篆書、中国画、行書、書画、中国画と、お手元にカラー刷りの資料を添付しております。これらのものを寄贈したいということで、別府市美術協会の荒金大琳会長が、代理で書類等を作成していただきまして、それぞれの作家の方から寄贈いただいたということになっております。作品は、そこにカラーでコピーしている分でございます。続きまして10番は、佐藤慶太郎直筆の書でございます。この佐藤慶太郎は、別府市の美術館創設のときに、私財10万円を寄贈していただいて、それによって美術品を購入し、昭和25年に美術館を設立したという経緯がございます。今の美術館にも肖像画と胸像を入りに展示しているという状況でございます。この方のお孫さんのほうから本人の書があるということで、ぜひ展示をできないかという意向がありましたので、その意を汲んで寄贈をお受けしたという経緯でございます。続きまして11番の寄附金8万円ということで、これにつきましては、みらい信金の同友会

がバザーをしまして、その益金を青少年の健全育成に役立ててほしいということで、現金をいただいております。続きまして12番13番、これにつきましても、カラーコピーで寄贈の絵画を添付させていただいております。この絵画につきましても、大分市内の料理学校の校舎内に展示されておりましたが、施設の買収等で展示場所がなくなったということで、この作者の矢岡勲氏の同意を得まして、友人で寄贈者の松野良治氏が引き取り、別府市の美術館に寄贈したいということで、美術館の館長とも相談した上で、ぜひ寄贈を受けたいということで、この2点をお受けしたということでございます。最後は14番のIHクッキングヒーターです。これは九州電力のほうから、電気を使ってほしい、これを活用していろいろな料理講座等で使ってほしいということで、九州電力ですのでIHクッキングヒーターということです。各地区公民館に意向を訊いたところ、中央公民館がぜひこれを活用したいということで、お受けしまして中央公民館に設置をしたということでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 寄附金8万円というのは、どこに入ってどう使うんですか。物なら保管するだけだからわかるんだけど。

**教育次長兼社会教育課長** 実際には歳入のほうに入れます。8万円を具体的にこのお金で何を買いますね、何を整備しますねというのはないんですね。だから一般会計のほうに寄附金ということで、歳入として挙げさせていただきます。金額が大きくないものですから、例えば大きなお金ですと、特定財源としてこの寄附金はこの整備に充てましたよ、とか、予算書決算書にしっかりと明記されるんですけど、8万ですと、寄付者のほうにもそういう旨を説明してですね、そういう形でしかお受けできないですよ、それで結構ですから、ということで、実際にはこの費用に使ったということは、なかなか理論的にも難しいものがありまして。

**福島委員** 寄附者に言っているんですね。じゃあいいですね。普通は特定寄附ですからね。このブランクを作ってください、そのためにというものですからね。

**高橋委員** これはみらい信金同友会の南支部ですので、南小学校への寄附金と受け取るのか、別府市のほうに入ったのか、その辺はいかがですか。

**教育次長兼社会教育課長** これは別府市に、ということです。以前は大分合同新聞のほうに寄附をしていたそうなんですけど、ぜひとも青少年のために役立ててほしいと、金額は少ないですけどもということで、今、福島委員さんがご心配されていることは、こちらのほうから説明しましたが、やはり青少年のためにということで別府市に寄附したいということでした。

**教育参事** この件については、何度も協議させていただいて、こういうことしかで

きませんけどということでご了解いただいています。

**高橋委員** 例えば、ここの信金の亀川支店亀川支部では、毎年亀川小学校に、ということで活動しているんですね。過去2年間ほどは、あそこはグラウンドに芝生を植えていますから、芝生の維持管理はすごくお金がかかるんですね、そういうふうなお手伝いで、ということでした。それで芝生ももういいだろうということで、去年は確か児童の皆さん方に図書を送ったと伺っております。そういうことで、特定の学校を選んでということもあるのかなという思いがあったものですから。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。

**明石委員** もう展示されたかもしれないんですけど、絵画とかは、まず委員会を立ち上げてそれで検討をするとなっていたけど、委員会は怎么样了んですか。

**教育次長兼社会教育課長** 実際には、美術館の館長なり学芸員の判断に委ねているというのが現状です。

**福島委員** だから立ち上げてないんですね。

**明石委員** あのとすぐ立ち上げますと約束されたような気がするんですけど。前に、大変良い意見ですから立ち上げますと言われたと思うんですけど。

**寺岡教育長** 課長、早急に設定しないと難しいと思いますよ。

**教育次長兼社会教育課長** 分かりました。

**高橋委員** 物が溢れ出るから。

**明石委員** 教育委員会でもこういう絵画とかは難しいから、やはり学識経験者を交えた委員会で、これは寄附受納に相当するんだという価値観というか、そういうものをやっぱりしたほうが、自分が描いた絵をどんどん寄附してもらって、というのでいいのかなと。じゃあ僕たちが描いた絵も寄附しますと言ったらもらってくれるの、という話をしたんですよ。

**教育参事** 今の美術館の形状でいけば、何もかも受け取ると溢れ出るよということになりますので、その辺はある程度線を引いてですね、組織を立ち上げて、ご理解をいただきながら寄附を受けるかという形にしないとイケないのかなと思います。

**明石委員** 立ち上げたほうがいいと思いますよ。何でもかんでも受け取るわけじゃないですよ、学識経験者を入れて、鑑定じゃないけど、ちゃんとやってもらってますというのがあったほうがいいと思います。

**教育次長兼社会教育課長** やはり絵画もですね、委員さんのおっしゃるように、絵画教室で結構自

分の腕に自信がある人が、大作を作ってそれを、というような話もありますので、確かに、今は美術館の学芸員や館長の判断に委ねているのが実情でございます。それと、多いのが図書ですね。これもやはり図書司書の判断で、個人が持っていた図書等は基本的には受け付けていないんですね。よっぽどな郷土史などの資料で、図書館になくて欲しかった物があれば受け付けることも理論的にはありますけど、ほとんど受け付けたことはないですね。

**小野委員** 図書館に一回電話したら断られて、地区公民館に連絡したら、ぜひと取りに来られたので、断られるのかなと。

**明石委員** そしたらやはりこれもきちんとしたほうがいいのではないですか。

**教育参事** 逆にもらってばかりいると、処分のしようがなくなるんですね。そういったことも考慮しながら、やはり組織としては立ち上げないといけないかなと思います。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

## ◎ その他（２）

**【概要】** ※社会教育課長より、平成31年別府市成人式について説明があった。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**明石委員** この参加率というのは、前は45%でちょっと減っているんですけど、大体このくらいですか、参加率は。良いんですか悪いんですか、他の市町村に比べて。

**教育次長兼社会教育課長** すみません、他の市町村がどの程度の参加率かというのが、データがないところも結構多いんですね。別府市の場合は、来た人は全員中に入れて受付をしますので、カウントがある程度できているんですけど、どれだけきっちりデータが取れているのかなという部分が、手元にちょっとないので、分かればまた次回お知らせしたいと思います。

**教育参事** 平成30年の45.71%というこの年だけ、要するに外国人登録の関係でAPUの学生等が含まれております。日本人だけ対象ということになりますと、65.05%で50%以上になっていると思います。29年から26年は、その部分が入っておりませんので、外国人の参加率が多いのか少ないのかという部分も含まれてくるのではないかと考えております。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。それでは他に質疑等もないようござ

いますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

### ◎ その他（３）

**寺岡教育長** 次にその他（３）、別府市立学校職員の退職手当条例の改正についてでございます。この件についてご説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 国家公務員の退職給付については、官民格差に基づき、概ね５年ごとに支給水準の見直しを行っております。人事院が行った官民比較調査の結果、平均 78.1 万円公務が民間を上回ることから、国は、退職手当の支給水準を引き下げる法律を平成 30 年 1 月 1 日に施行しました。大分県におきましても、平成 30 年 3 月 31 日付け退職者から適用する改正案を 3 月議会に上程することとしております。退職手当の引き下げにつきましては、勤務労働条件にあたるため、現在、別府市では組合との交渉を行っておりますが、現段階では妥結に至っておりません。しかしながら、本年度末退職者から適用させるためには、3 月議会中での可決が必要となるため、本日の定例教育委員会において、教育委員の皆様のご意見をお伺いした上で議会に上程し、次回の教育委員会で、報告をさせて頂くということで、ご了承いただければと考えております。なお、本条例の対象は、別府市立幼稚園教諭となります。別府市の幼稚園教諭の給与等につきましては、大分県に準ずるため、基本的には大分県と同様の措置をとることになります。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

### ◎ その他（４）

**【概要】** ※平成 30 年 3 月定例教育委員会の開催日程について、平成 30 年 3 月 28 日（水）17：00 より開催することが決まった。

---

### ◎ 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 5 号）について

**寺岡教育長** ここからは、非公開の議案となりますので、傍聴及び報道の方は、申し訳ありませんが、ご退席願います。  
次に議事日程第 2、議第 4 号 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 5 号）についてです。この件につきまして、ご説明をお願いします。

以下非公開



---

◎ 平成 30 年度一般会計当初予算案について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 3、議第 5 号 平成 30 年度一般会計当初予算案についてです。この件につきまして、ご説明をお願いいたします。

以下非公開

---

◎ 別府市いじめ対策委員会等設置条例の制定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 4、議第 6 号 別府市いじめ対策委員会等設置条例の制定についてです。この件につきまして、ご説明をお願いいたします。

以下非公開

---

◎ 別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について

**寺岡教育長** ここで追加議案がございます。議事に加えたいと思いますがよろしいでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** それでは議事日程第 7、議第 8 号 別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用についてです。この件につきまして、ご説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** それでは説明させていただきます。別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものがございます。次のページです。別府市営セーリング艇庫を、大分県セーリング連盟に平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで長期的かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 2 条の

規定により、議会の議決を求めるものです。理由については、別府市営セーリング艇庫を大分県セーリング連盟に長期かつ独占的な利用をさせるというものです。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 大分県セーリング連盟の会長さんはどなたですか。何をされている方ですか。

**スポーツ健康課長** 代表は堀井伸一さんという方で、ネットで検索させていただいた中では、亀川の平和商事の社長をされている方ということです。理事長は津久見市役所の五十川さん、事務局長は大分市役所の河野さんです。

**高橋委員** この名称は、独占的などという文言が入るんですか。

**スポーツ健康課長** 右のページに条例をつけておりますが、5年以上の期間に渡り独占的な利用をさせようとするものです。

**明石委員** メンテナンスはどうするんですか。

**スポーツ健康課長** 大規模な改修等は別府市が行うんですけども、通常使用される電気、ガス、水道等はセーリング連盟の費用でやっていただきます。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第8号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第8号は同意することに決定をいたしました。

---

◎ その他（1） ※非公開

【概要】 ※教育政策課課長より、別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）について経過報告があった。

以下非公開

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上で本日の議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、平成30年2月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

- 
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。